

安全協定第10条で規定する異常事象

1号機

復水貯蔵タンクにおける腐食

10月13日、第26回定期検査中に復水貯蔵タンクの点検において、腐食によりタンク水位配管取付け部の一部に技術基準における必要な厚さ(9.9ミリ)を下回っている部位(最小厚さ約8ミリ)を確認。【中国電力(株)公表済】

(注)平成18年10月20日に、島根原子力発電所の運転状況(9月実績)として公表済み

11月7日、復水貯蔵タンクにおける腐食の原因は、保温材で覆われていた当該箇所は長期間点検及び再塗装を実施していなかったため経年的に塗装が劣化し、保温材への雨水の浸入によって腐食が発生した。当該箇所については、適切な補修塗装を実施しなかったことから腐食確認後も大気中の湿分により腐食が進展した。

対策については、当該箇所について、肉盛溶接による補修を実施する。

また、再発防止として保温材に覆われている箇所等も外観点検に含めることとするよう点検要領書を見直すなど、保守管理活動全般について改善していく。【中国電力(株)公表済】

(注)平成18年11月20日に、島根原子力発電所の運転状況(10月実績)として公表済み

11月24日、復水貯蔵タンクにおける腐食箇所の肉盛溶接による補修を終了。

【中国電力(株)公表済】

《県の対応》

- 1、10月13日 当該復水貯蔵タンクにおける腐食等に関する立入調査を実施。
同日、中国電力に対し、原因究明と対策実施について口頭にて申し入れ。
- 2、11月7日 中国電力から原因と対策の報告書を受け、翌8日に中国電力に対し、再度、再発防止対策の徹底について申し入れ。
【申し入れについては島根県公表済】

復水フィルタ出口ヘッダー配管の減肉

11月9日、第26回定期検査中のところ、蒸気タービン設備配管の肉厚検査において復水フィルタ出口ヘッダー配管の復水フィルタ出口配管との合流部6箇所のうち2箇所（B、C）の一部に減肉が認められ（B：5.9ミリ、C：5.8ミリ）、技術基準における必要最小厚さ（6.37ミリ）を満足していないことを確認。

【中国電力(株)公表済】

（注）平成18年11月20日に、島根原子力発電所の運転状況（10月実績）として公表済み

12月20日、復水フィルタ出口ヘッダー配管減肉の原因については、復水フィルタ出口ヘッダー配管の復水フィルタ出口配管との合流部は、復水フィルタ出口配管に編流発生要素が連続していたこと、さらにB部およびC部については、復水フィルタ出口ヘッダー配管の流量が上流箇所に比べて多かったことから、長期の運転によるエロージョン・コロージョンにより減肉が進展し、技術基準を下回ったものと推定。

対策については、B部およびC部については新しい配管に取り替え、復水フィルタ出口ヘッダー配管と復水フィルタ出口配管合流部は今後、全箇所を肉厚測定対象とするなど、減肉管理を見直す。

流体の機械的作用による浸食（エロージョン）と、化学的作用による腐食（コロージョン）との相互作用により起こる減肉現象。

《県の対応》

11月9日 当該復水フィルタ出口ヘッダー配管の減肉に関する立入調査を実施。
同日、中国電力に対し、原因究明と対策実施について口頭にて申し入れ。